

首都圏における三重の総合プロモーション推進業務委託仕様書

1 委託業務名

首都圏における三重の総合プロモーション推進業務

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

本県は、現在、人口減少の加速等の課題に直面しており、こうした課題を解決するためには、市場規模の大きい大都市圏において、全庁を挙げて戦略的なプロモーションを展開することで本県の認知度を高め、関係人口、交流人口等の増加を図ることが肝要となる。

特に首都圏は、人口約4,000万人の国内最大の市場であり、国内外の人流やあらゆる情報が集中していることから、戦略的なプロモーションを展開し、三重県の認知度向上のための取組を強化していくことが不可欠である。

こうした中、本県の首都圏における観光プロモーションは、比較的消費単価が高い層をターゲットとしており、全庁的な総合プロモーションの枠組みの中で、こうした観光プロモーションと連動し、県産品等の認知度向上と本県への誘客等を促進するため、東京都区部にある集客施設において核となるプロモーションイベントを実施する。

4 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

5 委託業務の内容

(1) プロモーションイベントの企画・運営

比較的消費単価が高い層が集う東京都区部の集客施設において、プロモーションイベントを実施することで、「豊かな食」、「特色ある地域資源」、「充実した雇用」、「快適な居住環境」など、本県の魅力を一体的かつ総合的に発信すること。なお、当該イベントが一過性にとどまらず、三重県の魅力を継続的に発信できるような独自の企画があれば提案内容に盛りこむこと。

① イベント開催日程

本イベントは、以下の日程にて実施するものとする。

日程：令和9年1月16日（土）～17日（日）

ただし、やむを得ない事情が発生した際は、協議のうえ、別日程での実施を検討できるものとする。

② イベント会場

プロモーションイベントをより効果的なものとするため、以下の条件を満たす施設で実施すること。

- ・事業目的が達成されるよう、本県がターゲットとする比較的消費単価が高い層が集う施設であること。
- ・効果的なプロモーションを実施できるよう、過年度の来場者数（約 50,000 人）と同程度かそれを超える集客が見込める施設であること。
- ・多くの人に興味を持って立ち寄ってもらえるよう、公共交通機関の主要駅の近くで実施し、周囲からイベントの様子が見えるオープンスペースであること。
- ・イベントスペースが、風雨の影響を受けない全天候型施設であること。

※大型台風や記録的な大雪等は除く

- ・物販、パネル展示、ブース設置、ステージイベントなど、複数のイベントを一体的に実施するのに、十分なスペースがあること。

※会場の広さは 250 m²以上であることが望ましいが、効果的な事業を問題なく実施できるのであれば、それより狭い会場での実施を妨げない。

③ イベントの実施

以下の複数のイベントを効果的に配置することにより、相乗効果を図ること。

○ブースの出展調整・運営【1ブースは、3m×3mを想定】

- ・県産品（食品等）の物販（8ブース以上）
- ・伝統工芸品や食に関するワークショップ（2ブース以上）
- ・移住および就職相談に関するブース出展（1ブース以上）
- ・観光や文化情報等発信に関するブース出展（2ブース以上）

○ステージイベントの実施

- ・三重県の魅力をPRすることができ、かつ、本県がターゲットとする層の興味をひくステージイベントを実施すること。
- ・ステージの観覧スペースを十分に確保すること。

※会場の手配、ブース出展者の募集及びステージイベント出演者への出演依頼やその後の実施に向けた各種調整、会場の設営・運営・撤去など、イベント開催に係る一切の業務を、県と協議のうえ実施すること。

(2) イベントの広報

① 事前告知

イベント開催前から本番にかけて、イベントの集客力向上のために広報を行うこと。なお、SNS等における情報発信などにより周知するとともに、会場周辺における広報に加え、会場施設と連携し効果的に実施すること。

② 首都圏でのイベント内容を含む三重県の魅力発信

イベント当日はメディア関係者（インフルエンサー等も含む）を複数招聘し、イベント実施日以降に、情報番組など各種媒体を通じイベント内容を含めて三重の魅力を広く発信すること。なお、複数のメディア関係者の招聘及び情報番組など各種媒体を通じた三重の魅力発信について具体的に提案すること。

(3) 効果検証

- ・上記取組を実施したことによる効果を検証のうえ報告すること
- ・効果検証にあたっては、本事業が本県の認知度向上等につながるものであったのかをアンケート等により調査・分析を行うとともに、本県が今後首都圏でプロモーションを展開する際の方向性について提案を行うこと

(4) その他本事業の実施に必要な一連の業務

上記に定めのない事項や細部の業務内容については、県の関係部局と協議を重ねながら実施すること。

※本業務は状況の変化や商談の進み具合により細かい仕様等が変更となる場合がある。そのため変更が生じた場合は別途協議のうえ、業務を遂行するものとする。

6 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なもの（人件費、旅費、通信運搬費、報償費、事務所および会場使用料、資材費等）に限る。

7 著作物の利用および著作権

- (1) 成果品に関する著作権（著作権法第 27 条および第 28 条の権利を含む。）その他の知的財産権は、本事業にかかる成果品の引渡し完了した時点をもって受託者から三重県に譲渡され、以後三重県に単独で帰属し、三重県は、いつでも任意にこれを使用、複製、頒布、改変および翻案等できる。
- (2) 受託者は、成果品に関し、著作権法第 18 条から第 20 条に基づく著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 上記(1)(2)の定めにかかわらず、成果品の制作にあたり、受託者が従前から有する権利、またはタレントの出演、キャラクター、アーティスト作品の使用など第三者の著作物または肖像が素材として使用されている場合、もしくは当該成果物に係る知的財産権の譲渡不可を条件として当該成果品の制作に関与する第三者が存在する場合は、これらの成果品（総称して、以下「使用許諾成果品」という。）に係る一切の権利は、受託者または当該第三者に留保されるものとする。三重県は別途受託者が指定する使用条件（使用目的、使用期間、使用媒体、使用地域、使用数量を含むがこれらに限られない。以下「使用条件」という。）に従って使用許諾成果品を使用するものとし、受託者は、三重県による使用条件の範囲内での使用許諾成果品の使用に関し、受託者の責任において当該第三者との間で必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 使用許諾成果品について、三重県が、使用条件に従って、使用条件の範囲内で使用許諾成果品を使用しているにもかかわらず、受託者の責に帰すべき事由により三重県が第三者から、当該使用について、著作権または肖像権等の権利侵害等を理由に何らかの請求、異議の申立等を受けた場合、受託者は、受託者の責任と負担により、これらの一切を解決するとともに、三重県に生じた損害を賠償しなければならないものとする。

8 業務遂行体制

- (1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎等において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

9 納品する成果品

以下の資料を令和9年2月26日（金）までに、三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課に紙媒体2部および電子媒体（CD-ROM等）1式で提出すること。

(1) 事業実績報告書

(2) 本業務において制作された資料等

(3) その他、県が成果品として提出を求めるもの

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 委託料の支払い方法及び支払時期

委託料の支払は、委託業務が完了し、履行確認が行われた後に行うものとする。

12 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

13 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受託者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関

係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

14 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

15 その他、受託上の留意点

- (1) 本事業は、公的事業であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めること。
- (2) 本事業は、事業の終了後も含めて、今後、三重県監査委員等や会計検査院の検査対象となる場合があるので、検査に積極的に協力するとともに、事業の報告や必要な資料の提出等の説明責任を果たすこと。また、本事業にかかる会計関係帳簿類、労働関係帳簿類及び通帳並びに業務日誌等を事業終了後5年間保存しておくこと。
- (3) 本事業を実施するに当たり、三重県と十分な打合せを行うとともに、打合せのための資料作成及び議事録等の作成を行うこと。
- (4) 本事業の経費をもって、他の業務の経費をまかなってはならない。
- (5) 人件費等の経費については、労働条件、市場実勢等を踏まえ、適切な水準を設定すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ等の感染状況への対応ならびに拡大時の対応方法を事前に検討するなど、事業遂行への影響が最小限となるよう留意すること。
- (7) 常に連絡調整ができる体制を整えておくものとする。
- (8) 著作権等の利用を含め、関係機関への許可申請が必要な場合は、原則受託者において手続きを行うこと。
- (9) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。また、個人情報の保護に関する法律第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者に対する罰則があるので留意すること。
- (10) 県が受託者を決定した後、委託契約にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく県と協議を行うものとする。

16 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県政策企画部国際戦略・プロモーション推進課 プロモーション推進班

担当 中濱、上出

TEL 059-224-2026

E-mail promo@pref.mie.lg.jp